

加茂小学校 PTA 規約（案）

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、川西市立加茂小学校 PTA と称し、事務所を加茂小学校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ①児童の保護福祉のために学校と家庭の連絡を密にし、保護者と教職員とが協力する。
- ②学校をより良くするための活動。
- ③会員相互の意識の向上、親睦を図るための活動。
- ④その他、この会の目的達成に必要と認められる活動。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、次の方針により、活動する。

- ①本会は、教育を本旨とする民主的団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩を持つものではない。
- ②学校と PTA は、相互に尊重しあい、学校の管理、運営や人事に干渉しない。

第 4 章 会 員 及 び 入 退 会

第 5 条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に在勤する教職員とする。但し、入会は任意とし、次の通りとする。

- ①加茂小学校 PTA の入会に関する書類を総務役員に提出することにより、PTA 入会及び会費引き落としを学校に委託することに同意したとみなす。
- ②卒業・転出・異動などにより会員資格を失った場合は、自動退会となる。
- ③退会希望の会員は、所定の退会届を提出する。

第 5 章 顧 問

第 6 条 本会の顧問は、校長と歴代会長とする。但し、総務会の推薦を得て、会長が委嘱する場合もある。

第 6 章 総務役員及び委員の任務

第 7 条 本会に次の総務役員と委員をおく。

①総務役員

1. 会長 会を代表し、会務を司る。
2. 会計 会の会計事務に当たる。
3. 各担当 会長の補佐、会の庶務、事務に当たる。各活動の計画を立案し、遂行する。

②愛護部委員 活動の計画を立案し、遂行する。

③学校委員 教職員で構成する。

※会員は必要に応じて総務役員及び委員の活動に参加できる。

※愛護部委員は PTA 会員でとりまとめるが愛護活動は全保護者の責任で行う。

第 8 条 任期は、次の通りとする。

- ①任期は 1 ヶ年とする。
- ②再任、重任は妨げない。
- ③欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残り期間とする。

第 9 条 役員及び委員の選出

- ①総務役員・委員は全会員的意思確認を基に決定する。但し、愛護部委員は、立候補により各地区から選出する。
- ②役員数及び委員数は毎年立候補者数によって増減するものとする。総会または総務会でその数を決定する。
- ③学校委員は、学校側に一任する。
- ④選出方法は、別に定める選出規定によるものとする。

第 10 条 総務役員が会長・会計の 2 名に満たない時は、PTA を休会とする。

第 7 章 機関及び任務

第 11 条 本会の機関及び任務は、次の通りである。

＜総会＞

①総会は、全会員で構成され、本会の最高議決機関である。

定期総会は 5 月に開催し、臨時総会は総務会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 1 以上の要求があったときに、会長が召集する。

1. 規約の改正
2. 役員の承認
3. 活動報告及び決算報告の承認
4. 年度計画及び予算の審議
5. その他、本会を推進するに必要な事項の決定

②総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と総務会が認めた時は集会形式とする。

③書面議決の場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる表決書により行う。表決書は反対のある会員だけ提出してもらい、賛成会員の提出は不要とする。

＜総務会＞

総務役員で構成する。必要に応じ会長が召集する。会の運営において必要な計画を審議し、調整する。開催については、その都度審議し決定する。

- ①規定の改正等、必要事項を協議決定する。決議は総会に準ずる。
- ②総会で承認された事項の実施運営を行う。
変更する場合は、総務会で審議し決定する。（規約の改正を除く）

＜特別委員会＞

総務会の承認を得て、必要に応じ、特別委員会を設置することができる。

- 第 12 条 総会は、委任状を含め構成員の過半数の出席者で成立し、議決は、出席者の過半数とする。書面議決については、構成員の過半数とする。

第 8 章 会 計

- 第 13 条 この会の経費は、会費、事業収入をもってこれに当てる。寄付金の受理は、総務会の承認を要する。

- ①会費は、一児童・教職員、年額 1,920 円とする。
- ②会費の徴収は、会費引き落とし委託同意書を締結し、学校の諸費入金時に行う。
- ③在籍中の途中入会者についても年度額を徴収する。途中退会者については、会費の返金を行わないものとする。
- ④転入生は月額 160 円として転入翌月より月割を徴収する。
- ⑤本会の会計年度は、毎年 4 月 21 日に始まり、翌年 4 月 20 日に終わるものとする。

- 第 14 条 会計監査委員は、一般会員から募集し、決定する。但し、総務役員及び委員を兼任しない。

- ①会計事務を年 2 回監査し、総会において報告する。
- ②任期は、一ヶ年とする。
- ③再任、重任は妨げない。

第 9 章 その他（個人情報の取り扱い等）

- 第 15 条 本会は任意の団体であり、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規定」に定め適正に運用するものとする。

付 則

この規約は令和 5 年 5 月 12 日実施する。

加茂小学校 PTA 役員及び委員選出規定（案）

第 1 条 総務役員選出規定

- ①総務役員選出は、最終学年（6 年）を除いた全会員で行う。
- ②原則として総務役員が選出に関する諸事務、及び調整に当たる。
- ③選出は、次の順序で行う。
 1. 立候補の受付を公示する。
 2. 総務候補者のうち、互選にて各総務役員を決定する。総務役員決定者が事情により会員の資格がなくなる等の場合は、他の立候補者が総務役員決定者となる。
 3. 教職員の総務役員については学校に一任する。

第 2 条 愛護部委員選出規定

- ①愛護部委員の選出は、各地区の本校在籍児童の PTA 会員から行う。
- ②選出は総務役員と各地区の愛護部委員が中心となり、次の順序で行う。
 1. 各地区より立候補者を募る。
 2. 各地区で 1～2 名選出とするが、場合によってはこの限りではない。
 3. 各地区で決定した愛護部委員が事情により会員の資格がなくなる等の場合は、他の立候補者が愛護部委員決定者となる。

加茂小学校慶弔規定（案）

第 1 条 この規定は、会員相互の親睦の精神に則り運営するものである。

第 2 条 この規定は、加茂小学校 PTA 会員及び在籍の児童に適用する。

第 3 条 会員及び児童の死亡に対しては、次の通りである。

- ①会より香料 5,000 円を供える。

第 4 条 PTA に関係の深い方の死亡に対しては、総務会で協議して決定する。

第 5 条 PTA 学校関係団体行事等、おつきあいに対して総務会で協議して決定して御祝儀を贈る。

第 6 条 その他上記規定にかかわらず必要あるときは、総務会で協議して決定する。

第 7 条 この規定を改正するときは、総務会の決議を要し、総会において報告する。

付 則

この規定は、令和 5 年 5 月 12 日に改正し実施する。

加茂小学校 PTA 個人情報取り扱い規定（案）

（目的）

第 1 条 加茂小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

（責務）

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者・取扱者）

第 3 条 本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会総務役員及び委員、会長が活動に必要と認めた者とする。

（収取方法）

第 4 条 本会は個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

（利用）

第 5 条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- ①会費集金、管理、その他の文書（電磁的記録を含む）送付、請求
- ②本会が主催する活動の参加者の管理、連絡
- ③会員名簿、委員会名簿の作成

（管理）

第 6 条 管理者及び取扱者は、次に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

- ①管理者または取扱者が保管する。
- ②紛失、破損、改ざん、漏えいの防止
- ③個人情報の正確性の維持
- ④不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する
- ⑤入会届は PTA 室にて厳重に保管し、持出しは原則禁止とする。
 - 1. 使用期間は当該生徒の在学期間とし、転出または卒業時に総務役員が適切に廃棄する。

（第三者提供への制限）

第 7 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（情報開示等）

第 8 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

付 則

この規定は、令和 5 年 5 月 12 日に実施する。